

神道非宗教論の展開

— 続神社非宗教論再考序説 —

- はじめに
- 一 神官による神道非宗教論の提唱
 - 二 僧侶による神道非宗教論の展開
 - 三 二つの神道非宗教論に対する政府の対応
 - 四 「宗教」という言葉について

新田 均

(皇學館大學助手)

はじめに

神道非宗教論は明治六・七年頃から真宗の僧侶らによって唱えられ、大教院分離運動を促進する役割を果たした。一方、神官たちは、政教一致・神祇官復興論を唱えて、大教院分離運動と競合したが、要求を実現することはできなかった。この大教院分離運動の後、神道非宗教論は新たな展開を見せる。それは、どのようなものであったのか。宗教行政にどのような影響を与えたのか。この点に考察を加えた後、やや視点を変えて、神道非宗教論発生の背景を「宗教」という言葉に焦点を当てて考えてみることにする。

一 神官による神道非宗教論の提唱

僧侶らと競合し、後塵を拝した神官たちは、明治八年三月二八日神道事務局を設置して、合同布教を行う体制を整えようとした。ところが、この事務局神殿に造化三神と天照大神の他に大國主神を祀るかどうかをめぐって神官の間で争いが生じた。これに事務局の人事問題がからんで、神道界を二分する論争へと発展した(いわゆる祭神論)。この論争は明治十三年に最高潮に達し、翌年一月三日、神道大会議が開かれた。しかし、神道界内部で収拾をつけることは難しく、政府官員の斡旋を受け、勅裁を仰ぐという形でようやく解決された。

この祭神論の過程で、そもそもこうした教義上の争いが生じるのは、神道の布教が「篤志者有識者等ノ手ニノミ」委ねられているからであり、これを防ぐには、「皇上親ヲ其大本ヲ執ラセラレ……朝廷ニ一大教官ヲ置キ教義の大權ト政治ノ大權トヲ一併シテ執ラセラレ」ることが必要であるとの主張が台頭してきた。いわゆる「大教官構想」である。

この大教官構想の具体的内容は次のようなものであった。すなわち、「神武天皇ノ制ヲ立ルハ時ニ随フノ詔ニ基キ、古ニ合ヘ今ニ便リシ神祇官ヲ増損シテ大教官(大教官の誤りであると思われる—引用者注)ヲ興シ、天皇陛下ノ太教ヲ弼ルニ太伯ヲ置テ、是ヲ伯王ト稱シ、陛下ノ太政ヲ輔ルニ太政大臣ノ上位センメ、大教ノ全權ヲ与ヘ、陛下ノ大御手代トシ

■ 神道非宗教論の展開

テ入テハ式部ヲ率キテ天神地祇歷朝ノ皇靈ヲ奉斎シ出テハ天下ノ神官教職ヲ總管シ之ヲ使命スルコト、心ノ臂ニ於ケル、臂ノ指ニ於ケルカ如クシ、我大道ハ大教ナルヲ以テ、他ノ諸教ヲモ統轄セシメ、教權ヲ定メ教律ヲ制シ、冠婚葬祭ノ礼ヲ訂シ、又曆ヲ頒テ民ニ時ヲ授ケ、忠臣孝子義僕節婦殊勲異行者ヲ表旌スル等ノ特權ヲ有セシメ云々」

そして、この構想の理論的根拠とされたのが神道非宗教論であった。曰く「恭ク惟ルニ本教ハ天祖立極ノ大道ニシテ皇孫代天ノ丕典ナリ。其祭政一訓ナルハ即報本反始ノ宝護ニシテ百教ノ本ナリ。聖子神孫継々承々、基本ヲ執テ一ヲ得給フ。是開國自然ノ皇道即神道ナリ。故ニ神皇無二ニシテ帝道唯一タリ。一本ノ微猷是ニ於テ根柢シ、倫理因テ以テ叙シ、國体因テ以テ立ツ。之ヲ惟神ノ道ト謂フ。固ヨリ人智ヲ以テ捏造セシ宗教ト同年ノ談ニ非ルヤ昭々タリ。」

或は、曰く「抑我神道ハ、各宗教と大ニ異ニシテ、神道ハ則帝道、帝道ハ則神ナカラノ大道ナリ、……我神道ハ、各宗教の如キモノニ非ス、所謂豊葦原ノ中津國ト共ニ立ヘキノ大道ナリ、中古以来、仏教渡来シ、近世又洋教ノ侵入アリ、此時に當リ、我神道モ上世ノ故態墨守スルハ甚迂濶ナルニ近シ、故ニ外教ヲ禦キ、國威ヲ振張センカ為メ、幽冥ノ事ヲ説カサルヲ得ス、然レトモ我神道固ヨリ幽顯

ノ別アリ、古記ニ詳ナリ、今新ニ設ケシニ非ス、又、維新ノ後、神葬祭ノコト起リ、既ニ其式アリ、是ニ至テ死後ノ安神ヲ説カサルヲ得ス、是レ大ニ宗教ト異ナラサルニ似タリ、然レトモ古昔神葬祭ノ事ナキニ非ス、後世敷衍シテ今日ニ至リシナリ云々」。

要するに、神官たちは、「神道(大教)は帝道と則一である故に、他の宗教と同一視する事のできないもの、宗教以上のもの、つまり非宗教」と主張したのである。この主張は、先の大教院分離運動において黙雷らが主張した神道非宗教論とは異なっており、ザインとしての神道をそのまま非宗教と見なして、国家制度としての神道の改革・強化を促進しようとするものであった。したがって、神官と教導職は依然として一体のものと考えられていた。

とはいえ、神官たちが、(僧侶らの主張を換骨奪胎した形で)神道非宗教論という命題を正面に押し出さざるを得なかったのは、當時既に政教分離という命題がかなり浸透していたためであると思われる。

それは本居豊頼らの発言からも窺われる。曰く「宮中ニ神殿アリテ式部寮祭典ヲ掌ルハ祭政一致ノ大典ヲ存セラル、所以ナリ若神道果シテ亦一ノ宗教タラハ此大典モ亦存セラル可ラス」。「若シ夫レ神道ヲ以テ一箇ノ宗教トセハ、既ニ新聞記者モ論スル如ク、今般ノ會

議(神道大会議—引用者注)ハ政府ノ与リ知ルヘキモノニ非ルヤ、必セリ」。

二 僧侶による神道非宗教論の展開

祭神論による神道界の混乱は、真宗僧侶の目に、かねての要求を貫徹する好機と写った。そこで、彼らはこの機を捉えて盛んな建白運動を展開した。その代表的なものに、明治十四年三月の東本願寺僧溥美契縁と鈴木慧淳の松方正義内務卿宛建白がある。その内容は次のようなものである。

先ず彼らは「神道ナル者ハ、其淵源ニ折レバ、即チ天祖太神立極垂統ノ大典ニシテ、其道タル祭祀施政ノ外ニ出ザルハ論ヲ俟タザルナリ」として、従来の神道非宗教論を繰り返した後、これを前提として次のように述べた。曰く「明治維新ノ後神祇官ヲ復シ、始メテ宣教使ヲ置カレ、教部省ノ設ケアルニ及テ、神官・僧侶ヲシテ齊シク教導職タラシム、是ニ於テヤ其形状一変シテ教会ヲ設ケ、講社ヲ結び、葬儀ヲ掌トリ、其説教ノ主義亦古代ノ神徳ト顯世ノ人事トニ止ラズ、幽冥ノ禍福、未來ノ昇沈ヲ談シテ無形ノ思想ヲ支配スルヨリ、其教義竟ニ彼ノ祭祀施政ノ外ニ出デ、自ラ宗教ノ体裁ヲ成スニ至レリ、而シテ戸籍上神葬ヲ以テ宗旨ニ換用セラルムガ故ニ、法律ニ於テモ亦神道ハ一ノ宗教ナリト認

定セラレタルガ如シ」と。ここでは、維新後、神道の布教活動や神葬祭が国の制度として行われるようになったことが注目され、そのことが神道の宗教化を意味すると断定されている。

次いで、こうした事態に対し、やや脅迫めいた言い方で、次のように批判を加えた。「之ヲシテ一ノ(宗教タラシメバ)宗教ハ各自ノ信仰ニ任スベクシテ決シテ人民ノ信奉セザルモ、之ヲ強ルノ権ナキ者ナリ、故ニ其弊ヤ人民ヲシテ却テ国体ヲ輕侮セシムルニ至ルノ患無シトセズ」「目下外教ノ行ハル、ヤ日ニ盛ナラントス、彼ノ教徒ノ如キハ独リ一神ヲ崇奉シ、他ノ宗教ニ尊ブ所ハ総テ邪神トス、故ニ彼ノ徒ガ神道ヲ宗教視スルトキハ、恐レ多クモ我天祖皇祖ヲモ侮辱シ奉ルニ至ラン」。

それだけではない。神官たちの神道非宗教論を直接に取り上げ批判している。「彼ノ神道ナル者ハ依然トシテ宗教ノ形状ヲ成シ、法律上亦一ノ宗旨ト認定セラレ、且ツ神道中、黒住・修成ノ二派アリテ別に管長ヲ立テ、現ニ宗教(域)内ニ在ルヲ視レバ、彼ノ神道モ断ジテ一ノ宗教ト認メザルベカラズ、假令彼ノ教導職ガ自ラ宗教ニアラズト称スルモ、政府之ヲ宗教ニ非ズト定メサセラルムモ、(目)今ノ形状ト言行ノ法律トニ徴スレバ、誰カ之ヲ宗教ノ体裁ニアラズト謂ハン

ヤ」。神官流の神道非宗教論は現状を無視したごまかしであるというのである。

以上が僧侶たちの神道非宗教論の論理である。それに続いて自らの要求を提示した。曰く「神仏各宗教教導職ヲ廃シ、神道ニシテ宗旨ノ形状ヲ成ス者ハ一切之ヲ止メ、大祭正以下ノ神職ヲ置テ専ラ祭祀ノ事ヲ掌トラスメ、僧侶ハ大僧正已下ノ僧官ニ復シテ各自ノ宗教ヲ宣布セシメ、以テ国家ノ大典ト宗教トノ区域ヲ明白ニ別析シ國權ヲ冒瀆、皇祖ヲ侮辱スルノ患害ヲ今日ニ除キ玉ハンコトヲ」と。すなわち、教導職の廃止、神葬祭の禁止、神道と仏教の管轄官庁の区別を要求したのである。

彼らによれば、こうした措置によってはじめて、神道と宗教が共栄の道を歩むことが可能になり、共に国家を支えることができるというのである。曰く「然レバ則チ神道ハ永ク宗教ト其關係ヲ絶チ、純然タル国家ノ大典ナレバ、(何レノ)宗教ヲ信ズル者ニ論ナク、皆共ニ崇奉敬戴スルヲ得ベク、実ニ皇基ト相依テ万世相離レザルニ至ラン、而シテ各宗教者ハ、無形ノ思想ヲ支配シテ罪ヲ未犯ニ徴シ惡ヲ未発ニ防ギ、基本分ヲ尽シ以テ皇化ヲ翼賛スルヲ得ベシ」と。

こうして、神道非宗教論はゾルレンの見地からザインとしての神道を批判し、その改革を要求するものとして用いられるようになった。

三 二つの神道非宗教論に対する政府の対応

こうして、政府は二つの相対立する神道非宗教論の狭間に立され、決断を迫られることになった。ここにおいても、政府は真宗側の主張採用の方向に傾いていく。十四年七月九日、内務卿松方正義は太政大臣三条実美に「教義ト学事祭儀トヲ分離スルニアラサレハ政教混淆管理上猶支替ナキ能ハス」と上申し、祭教分離・教義分離の方針を打ち出した。同時に内務省内部で宗教行政の再検討が始められた。

この再検討に当たってどんなことが取り上げられたのかについては『山田伯爵家文書』¹¹⁾「神道ニ関スル書類」所収の「神道并に諸教改正要旨概目」が明らかにしてくれる。その主なものは以下の通りである。

- 一 神祭ハ邦國ヲ以テ為スヘシ教法ハ身家ヲ以テ信スヘシ
- 一 祭官ヲ置キ式部寮ニ管セシム
- 一 祭官ハ教導職ヲ兼ヌルヲ許サス
- 一 教導職ハ神佛同一内務省ニ管セシム
- 一 旧典練習所ヲ設ク
- 一 教導職ヲ補任スルヲ廢シ管長ノ申牒ニ認可ヲ付与ス
- 一 神道事務局ヲ廢ス
- 一 内務省社寺局ノ事務ヲ分割ス

(等々)

『山田伯爵家文書』¹¹⁾にはまた、これらの概目選択の理由を示す「考案」が付されている。その「考案」の一つは次のようにしている。「神道宗旨ニアラサルノ議アリト雖モ維新以降宣教ノ官ヲ設ケラレ信仏者ヲ誘導シテ転宗改式セシムル者尠シトセス加之皇家不諱ノ事アル時亦往時僧徒ヲシテ関与セシムルヲ以テ今単ニ神道ヲ宗旨ニアラスト為シ難シ故ニ其宗旨ニアラサルノ祀典ハ全ク之ヲ国務ニ属シ職官ヲシテ奉事セシメ其宗旨主義ノ神道ハ之ヲ一般教法部内ニ算シテ神佛ヲ識別セズ如此スル時ハ祭教自ラ分レテ而シテ習慣ヲ破ラス」と。このことから上述の概目は、真宗僧侶の主張する神道非宗教論に依拠したものであることが明らかである。

この『山田伯爵家文書』¹¹⁾にはまた、「神

官并教導職ノ取扱イヲ変更シ司祭官ト神道教導職トヲ区分スルノ議」という「考案」が載せられている。これに基づき、若干の修正を加えた「神官ト教導職ト区分相成度儀ニ付伺」が同年十二月二日、太政大臣三条実美に上申された。¹²⁾ちなみに、この上申は松方の後を受けて内務側に就任した十四年十月二日、山田頭義によってなされたものである。

この伺はまず理由を掲げている。それを整理すれば以下のようである。「1」明治五年の布告以来、神官は総て教導職を兼ねることになったが、「司祭ノ職名」である神官と「宗教者ニ付スルノ職名」である教導職とはもとと性質を異にするものである。

「2」この措置は、宗教者はすべて同一に扱われるべきであるとする今日の状況下では当を得たものではない。

「3」祭典と教務を混淆させたままでは、再び祭神論のような宗教論争が起こる可能性がある。

「4」教導職試験以上のものには徴兵免除の特権が与えられており、十七万も存在している官国幣社以下の神官が教導職を兼ねていることは、兵制の上から見て得策ではない。これを理由として次のような改革の必要が述べられた。「1」神官と教導職との分離。

「2」神官を管轄する「司祭ノ官」の設置。「3」内務省による教導職管轄。そして、取り敢えず「1」を実現すべく、「自今神官ハ教導職ノ兼補ヲ廢シ葬儀ニ関セサルモノトス」との布告案が添えられた。ところが、この上申に関する太政官における審議過程で、この布告案に「府県社以下神官」ハ当分從前之通」との但し書きが付け加えられた。そのことによって、内務省の思

が、現在においてそう判断できるということにとどまらず、当時においてもそうであったと主張するものであるとすれば、そこには一定の前提がなければならぬ。それは、(お)よそ現在「宗教」という言葉で一括される(諸)宗教を包括する類概念が存在し、その概念が社会に相当に、つまり社会通念といえる程に、浸透しているということである。こうした状況は神道・神社非宗教論発生当時存在していたのである(17)。

そうはいっても、概念の存否を直ちに検証することはできない。したがって、そうした概念を表現する言葉の存否を先ず検証して見る他はない。そこで、今日そうした概念を表現するものとして使用されている「宗教」という言葉に焦点を当ててみることにする。

まず「宗教」という言葉の語源をたどってみよう。古代中国において、「宗」とは、「祖霊をまつた靈廟」を指し、そこから派生して、「尊い」とか「主たるむね」とかを意味するようになった。そして、仏教が伝来する(18)と、この「宗」が、サンスクリット語の「*śākhā*」の訳語として用いられ、「仏教の根本真理を把握することによって到達する究極的な至高の境地」を指すようになった。そして、「人びとを導いて『宗』にまで到達させるために、相手に応じてさまざまな角度から述べられた言説」が「教」と呼ばれた。した

「人民ノ尊信ノ上ニ独立」させるという官國幣社保存金制度を明治二〇年から実施した。こうして神官たちはいよいよ窮地に追込まれた。彼らの中から、逆に神社非宗教論を受容することによって、失地回復を企てようとする者が現れはじめた。それが、明治二十二年以降盛となった神祇官興復運動である。これは、府県社以下の神職を中心とした運動であり、その法律上の地位の不明確という盲点を利用したものである。

法律上からいえば、教導職の廃止は、国家が任免権を掌握する公認の布教者が廃止されたことを意味するにすぎなかった。したがって、十五年一月の内務省達で例外とされた府県社以下の神官が、私的に布教・神葬祭を行うことは否定されないわけである。

しかし、このようなことは、僧侶からすれば神社非宗教論の趣旨に反する。政府としても、それを禁止して、僧侶と神職の軋轢を未然に防ぎたいというのが本音であったと思われる。

しかし、現に布教や神葬祭によって、府県社以下の神職が生活の糧を得ている事実も無視できない。そもそも、そういった事態が生じたのは、明治五月一月の上知令によって、それまで神官たちが生活の糧を得ていた社領を奪ったためである。したがって、ここでも、布教や神葬祭を禁止するとすれば、政府

が、現在においてそう判断できるということにとどまらず、当時においてもそうであったと主張するものであるとすれば、そこには一定の前提がなければならぬ。それは、(お)よそ現在「宗教」という言葉で一括される(諸)宗教を包括する類概念が存在し、その概念が社会に相当に、つまり社会通念といえる程に、浸透しているということである。こうした状況は神道・神社非宗教論発生当時存在していたのである(17)。

そうはいっても、概念の存否を直ちに検証することはできない。したがって、そうした概念を表現する言葉の存否を先ず検証して見る他はない。そこで、今日そうした概念を表現するものとして使用されている「宗教」という言葉に焦点を当ててみることにする。

まず「宗教」という言葉の語源をたどってみよう。古代中国において、「宗」とは、「祖霊をまつた靈廟」を指し、そこから派生して、「尊い」とか「主たるむね」とかを意味するようになった。そして、仏教が伝来する(18)と、この「宗」が、サンスクリット語の「*śākhā*」の訳語として用いられ、「仏教の根本真理を把握することによって到達する究極的な至高の境地」を指すようになった。そして、「人びとを導いて『宗』にまで到達させるために、相手に応じてさまざまな角度から述べられた言説」が「教」と呼ばれた。した

「人民ノ尊信ノ上ニ独立」させるという官國幣社保存金制度を明治二〇年から実施した。こうして神官たちはいよいよ窮地に追込まれた。彼らの中から、逆に神社非宗教論を受容することによって、失地回復を企てようとする者が現れはじめた。それが、明治二十二年以降盛となった神祇官興復運動である。これは、府県社以下の神職を中心とした運動であり、その法律上の地位の不明確という盲点を利用したものである。

法律上からいえば、教導職の廃止は、国家が任免権を掌握する公認の布教者が廃止されたことを意味するにすぎなかった。したがって、十五年一月の内務省達で例外とされた府県社以下の神官が、私的に布教・神葬祭を行うことは否定されないわけである。

しかし、このようなことは、僧侶からすれば神社非宗教論の趣旨に反する。政府としても、それを禁止して、僧侶と神職の軋轢を未然に防ぎたいというのが本音であったと思われる。

しかし、現に布教や神葬祭によって、府県社以下の神職が生活の糧を得ている事実も無視できない。そもそも、そういった事態が生じたのは、明治五月一月の上知令によって、それまで神官たちが生活の糧を得ていた社領を奪ったためである。したがって、ここでも、布教や神葬祭を禁止するとすれば、政府

として彼らに対して何らかの財政援助を行わないわけにはいかなかった。しかし、全国に十七万社もある府県社以下の神社に対して財政援助を行うなどということは、到底国家財政の許すところではなかった。こうして、政府は府県社以下の神職の処遇に苦慮することになった。

そこで、府県社以下の神職は自ら進んで布教や神葬祭を取り止め、神社非宗教の徹底をはかることによって、国家と神社との結合の強化(神祇官興復)を実現しようとしたのである(19)。

以上、神道非宗教論の展開の概観から次のことが明らかである。神道非宗教論は現状肯定の命題ではなく、国家と神道の関係や神道そのものの在り方を問い直すもの、いわば問題提起であった。そして、神社非宗教論は、神道非宗教論によって改革された状態を説明し、固定化する命題であった。さらに、これらの背景には仏教(とりわけ、真宗)の自由の獲得・拡大という目的が一貫して存在していたのである。

四 「宗教」という言葉について

ところで、宮沢俊義教授は神社非宗教論を批判して、「神社が本来宗教であることは明らかである」と述べておられる。この発言

しかし、脇本氏によれば、両説は「いずれも言語学的には正しいものと認められていない」という。氏によれば、「*religio*」は「原始的には、なにか不思議な事物に接したときの畏怖や不安や疑惑の感情」を指したものであり、後に「こうした感情をひきおこす対象や、その対象に対する態度行動としての儀礼」を意味するようになり、二世紀に至って「ローマにみられたいくつかの成立宗教の諸系統」を意味するようになり、さらに中世には世間的なものに対して、修道院生活などの出世間的な行業を指すようになった(20)。

それでは、日本入ってきた当時「*religion*」はどのような意味を有していたのだろうか。はっきりとしたことは分からないが、既に述べたように、語源の「*religio*」にして既に「ローマにみられたいくつかの成立宗教の諸系統」を意味するという側面があった。また、初期キリスト教徒も「ローマ帝国とラテン語に遭遇したとき、彼らの固有の信仰を用語的には異教徒のそれから区別せず同じように「*religio*」と言ひ表した(ただし「キリスト教への適用にあたっては、この概念にしばしば「*vera*」真なる」という形容詞をつけ加えた。)といわれている。こうしたことからして、「*religion*」も本来類概念的側面を有していたのであろう。そして、十五・六世紀(大航海時代)におけるヨーロッパの地理的拡大や、十

八世紀以降の（歴史学・考古学・言語学・神話学等の進歩による）時間的拡大により、異教の発見が行われて、この側面が強化されていき、一八七〇年代における宗教学の成立によって一般化したものと思われる。

さて、「religion」という言葉の訳語として「宗教」が使用されたとはいっても、「religion」の訳語が「宗教」に限られていたわけではない。また、この訳語が即座に一般化したわけでもない。当初「religion」の訳語としては、「宗旨」「神教」「信教」「宗門」「教法」「教門」「法教」「教」「神道」「聖人の道」「聖道」等様々な語が用いられた。これが「宗教」に固定していくのは、一説には、森有礼が『明六雑誌』第六号に『宗教』という小論を発表し（明治七年、福沢諭吉が、『文明論之概略』（明治八年出版）以後この語を恒常的に使

いたしてからのことであるという。⁽²⁸⁾ また、キリスト教著述家たちが、「宗教」を訳語として用いるようになったのは、明治十三年十一月「六合雑誌」を発行するに当たって、同誌の同人等が相謀った結果であった⁽²⁹⁾。したがって、キリスト教徒の間でこの訳語が一般化したのはそれ以後のことであろう。さらに、「一般的な類概念としてひろく用いられるようになったのは、明治も14、5年以降のことである」という。

こうしたことを裏から見れば、明治前半期

においては、依然として「宗教」には仏教的な色彩が強く、したがって、そこに表象される類概念も不明確であったということになる。

それでは、「宗教」という言葉以外に、宗教一般を包括する言葉は存在していただろうか。管見によれば、それに最も近いのは「教」という言葉であったように思われる。この言葉は単独で宗教一般を包括するようには使用されていない。しかし、他の言葉と結合して、諸宗教をある程度包括する側面を持っていたようである。「仏教」「儒教」「耶蘇教」などというのがその例である。

明治初期にはこの他に、「神教」「大教」「治教」「宣教」などという言葉が使用されており、「教」の中に神道をも含めた用法が見られる。しかし、神道は「教」の中で必ずしも安定した地位を得てはいなかったようである。島地黙雷は神道非宗教論を唱える以前から「夫神聖ノ道大也、幽明ヲ該ネ現未ヲ総ヘ、物トシテ遺ス所ナク、事トシテ取メサルハナン。只其迹上古諱朴ノ時ニ在テ、而其道自ラ不言ノ間ニ存ストキハ言説ノ教未タ備ラス、而勸誡ノ術未タ詳ナラス。之ヲ道有テ而教ナシト云ハシモ猶可ナルカ如シ」と述べて、神道を「教」に含めることを拒否していた。

以上のことからすれば、神道非宗教論が唱

えられた当時、類概念としての「宗教」は未だ未成熟であったといえよう。換言すれば、あるものを「明らかに宗教」と断定する基準は存在していなかったのである。

しかし、信教自由論や政教分離論の浸透は、政府が行政上「宗教」と認定するものの確定を余儀なくした。そして、ここには各宗派の利害が大きく関係していた。神道非宗教論は、そうした状況の中で行われた、「行政上の宗教概念」を確定する模索の一例であり、神道非宗教論は、神道から宗教的要素を除去する企てをおこなった後の命題だったのである。

むすび

最後に本稿の考察に関連して二つのことを述べてむすびとしたい。まず、すでに述べたことから、真宗が明治前半期の宗教政策形成の重要な主体であったことは明らかであると思われる。これまでの先行研究においても、真宗教団の活躍についてはしばしば言及されてきた。しかし、その場合には、政府の宗教政策に対する抵抗者としての位置づけしか与えられず、政策の形成過程における重要な主体という位置づけが与えられることはなかった。それは何故であろうか。思うに、真宗と長州との幕末以来の提携関係が見落とされて

きたこともその一因ではあったろう。しかし、さらに大きな要因は「国家神道」という言葉の呪縛であったと思われる。

この言葉は、戦後、宗教史家が明治以降の宗教行政を論ずる際の鍵概念として用いられてきた。この言葉を用いる以上、宗教政策の主体を国家または神道とすることが暗黙の前提となる。したがって、この言葉を分析の中心に据えている限り、如何なる事実といえども、この前提に抵触しないように意識的あるいは無意識的に変容させられざるをえなかったのではなからうか。

そもそも、国家神道という言葉が戦前の宗教行政を研究する際の鍵概念として用いられるようになった契機は、占領軍が発した神道指令の中で、この言葉が使用され、定義（？）されたことにある⁽³⁰⁾。したがって、それは必ずしも宗教史研究の内在的發展によるものではない。にもかかわらず安丸良夫氏の表現を借りて言えば「国家神道」という言葉は、戦後の宗教史家の上に超然とたち、共通に仕えなければならぬ至高の原理となり、各史家はそれに仕える上でいかに有効・有益かを競って来た。まことに「太初に言あり、……万の物これに由りて成り、成りたる物に一つとして之によりて成りたるはなし」だったのである。

次に、宮沢俊義教授は、「この命題（神社

非宗教論）が、後に至って、ある限度において、最小限度の信教の自由を守る（？）役割をはたすまわり合せになったことは、興味がある」と前置きして、次のような趣旨のことを述べておられる。

明治憲法の末期において、神社国教制が強化されるとともに、「神社は宗教にあらず」という命題を捨て、神社は天皇の宗教であるから、日本人はすべて神社を信仰しなくてはならないという主張が行われるようになった。この時、政府は仏教勢力などを考慮して、あらためて「神社は宗教にあらず」という命題をもち出し、そのような主張を阻止しようとした。神社非宗教論のこうした用いられ方は、神社非宗教論が「明治憲法の下で本来はたすべく期待され、そして、現にはたした役割とはちがって、いくぶんでも宗教の自由に対して友好的だった……というのが言いきならば、以前ほど敵対的ではなかった。ということができようと思う」と。

筆者は現在のところ、明治憲法末期の宗教政策について詳しい知識を持ち合わせていない。したがって、ここで述べられている事柄の事実関係についてコメントすることはできない。ただし、もし宮沢教授が述べられている通りであったとすれば、それは「本来はたすべく期待された役割」と違っていたのではなく、それが神社非宗教論本来の役割だ

ったのである。

注

- (1) 祭神論については、藤井貞文『明治国学発生の研究』参照。なお、祭神に関する勅裁は、「宮中ニ被斎祭所ノ神霊 天神地祇 賢所 皇霊殿」となっており、争点をぼかしたものになっている。
- (2) 明治十三年十二月二日、権大教正本居豊顕外五名「神道之儀ニ付上申」、国立公文書館蔵『上書建白書目録』自慶応四年至明治十三年、2A-110-公3131。
- (3) 詳しくは、藤井貞文「大教官・大礼官の構想」『神道宗教』第62号参照。
- (4) (5) 明治十四年二月四日付、出雲大社宮司大教正千家尊福・神宮宮司大教正田中頼庸「大教官設置建言書」、阪本健一「明治神道史の研究」三〇〇頁以下所収。
- (6) 明治十四年二月十日、神道大会議における本居豊顕の発言（藤井、前掲『明治国学発生の研究』六七六・七頁所収）。
- (7) 佐々木聖使「神道非宗教より神社非宗教へ―神官・教導職の分離をめぐって」、『日本大学精神文化研究所教育制度研究所紀要』第十六集、九六・七頁。
- (8) 丸山作案が起草したといわれる「大教官組織大目」（藤井、前掲「大教官・大礼官の構想」四頁以下所収）には、「教導職ニ補セサル者ハ、神官ニ任セス」とある。
- (9) 前掲「神道之儀ニ付上申」。
- (10) 前掲、神道大会議における本居豊顕の発言。

- (11) 藤井貞文「出雲大社教成立の過程―神官・教導職分離を中心として」、『出雲學論攷』、四七七・八頁所収。
- (12) 彼らが神葬祭の禁止を求めた背景には、神葬祭が「僧侶の経済的基盤を脅かし始めた事に対する反撥」があったといわれる(佐々木「前掲書」一〇二・三頁)。
- (13) 阪本健一「前掲書」八八頁所収。
- (14) 著者は「山田伯爵家文書」を阪本是丸氏の御好意により披見する機会を得た。
- (15) 「神官教導職区分ノ件」国立公文書館蔵『公文録』2A-1101-公3231。
- (16) 常世長胤『神教組織物語』参照。
- (17) 佐々木「前掲書」一一八・二〇頁参照。
- (18) 藤井、前掲「出雲大社教成立の過程」四八二頁以下参照。
- (19) 神祇官興復運動については、塙瑞比古「国会開設前後に於ける神祇官興復運動」、佐々木聖使「明治二十三年神祇官設置運動と山田頭義」、『日本大学精神文化研究所教育制度研究所紀要』第十八集、四四頁以下参照。
- (20) 宮沢俊義『憲法Ⅱ―基本的人権―』法律学全集4、三四九頁。
- (21) 脇本平也「宗教」、小口偉一・堀一郎監修『宗教学事典』、二五五頁以下参照。
- (22) 比較思想史研究会編著『明治思想家の宗教観』一六頁参照。
- (23) 脇本「前掲書」二五六頁参照。なお、従来、「宗教」が「religion」の訳語として用いられた最初の例は、明治二年のドイツ北部連邦との修好通商航海条約であったといわれてきた(相原一郎介「訳語『宗教』の成立」、日本宗教学会編『宗教学紀要』、四頁参照)。しかし、鈴木範久氏の研究によれば、それ以前に、确实なところでは、明治元年閏四月三日に同年三月の切支丹邪宗門禁制の高札に対してアメリカ公使から外国事務局宛に寄せられた抗議書の例があるという(『明治宗教学思潮の研究』一六頁参照)。
- (24) 脇本「同右書」二五六・七頁参照。
- (25) ギュンター・ランツコフスキー著・三小田敏雄・佐藤三郎・加藤智見共訳『宗教学入門』四五頁。
- (26) 脇本平也「宗教学」、小口偉一・堀一郎監修『宗教学事典』、二六七頁以下参照。
- (27) 前掲「明治思想家の宗教観」一八頁以下参照。
- (28) 加藤玄智「神道精義」二九〇頁
- (29) 脇本、前掲「宗教」二五六頁。
- (30) 島地黙雷「教部省設置請願書」『島地黙雷全集』第一卷所収。
- (31) 既に述べたように、この過程で、布教と葬儀が宗教と認定されていった。
- (32) 神道指令の成立過程については、高橋史郎「神道指令の成立過程に関する一考察」『神道宗教』第一一五号参照。
- (33) 宮沢「前掲書」三五〇・二頁。